

第29回 安来市農業委員会議事録

平成28年11月21日 午後2時00分 第29回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 11月21日 1日
日程第 3	議第112号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第113号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第114号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第127号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第115号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 8	議第116号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第128号 農地法第18条の規定による通知について
日程第10	報第129号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第11	報第130号 土地改良区からの2a未満農地転用届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第29回安来市農業委員会を始めさせていただきます。それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第29回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により22番 板金委員、23番 渡邊克実委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第112号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、31番 岡田委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。議第112号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことに、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、全て所有権移転に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約1km、必要な農機具は、テラー、脱穀機を各1台所有しています。また、労働力は本人一人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、1a 当たり151,250円です。

2番は、農業廃止による経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約1km、必要な農機具は、トラクター7台、田植機5台、コンバイン7台、管理機1台、GPS2台を所有しています。また、農地所有適格法人の要件ですが、①法人形態は農事組合法人、②事業要件は、過去3年の売上高の過半が農業です。③議決権要件は、農業関係者が総議決権の2分の1以上です。④役員要件は役員の1人以上が農作業に年間60日以上従事しています。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、非公開となっています。

3番は、経営困難による経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関

して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は50m、必要な農機具は、トラクター、田植え機、コンバインを各1台所有しています。また、労働力は本人、妻と子の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、各筆とも10a当たり10万円です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について15番 永田委員、2番の案件について12番 長谷川委員、3番の案件について22番 板金委員 お願いします。

15番 永田 正満君

15番 永田です。1番の案件について説明をします。まず、場所の説明をします。国道9号線飯梨川の西側に赤江の信号機があります。信号機から北に約800m行ったところが出来須という町内でそこが申請場所です。宅地に囲まれた農地であり、周辺農地へ農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

12番 長谷川 雅博君

12番 長谷川です。2番の案件について説明をします。まず、場所の説明をします。伯太庁舎の前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面に約4.5km行きますと宇賀荘大橋があり県道布部安来線との交差点になります。その交差点から吉田方面に約200m行き右折し、安来市立第二中学校方面に約900m行きます。その交差点を右折し約300m行った南側が申請場所です。今回の申請は農業廃止によるものであります。譲受人は、経営拡大とのことで双方合意により3条申請となりました。周辺農地の農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

22番 板金 悟君

22番 板金です。3番の案件について説明をします。伯太庁舎の前の主要地方道安来伯太日南線を日南方面に約8km行きますと日南線の旧道があります。その旧道に入り約400m行ったところが申請場所です。譲渡人は安来市より転出したことにより、農業を続けることが困難となりました。申請場所は譲受人の自宅のそばということで、この度3条申請することとなりました。周辺農地の農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、31番 岡田委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第113号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

議第113号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第22条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅敷地です。申請者は、現在 母親と2人で居住していますが、近く結婚する予定であり、新たに住宅と自家用車2台、来客用2台、計4台の駐車場と緑地を設ける計画を立てました。家の裏山が急傾斜となっているため裏山からは、離して建設したいですが、他に適地が無く、また、母親の介護を行う為、現在の住宅と隣接した場所に建設する必要がありますため、現在の宅地も利用し、分断等周辺農地の営農に与える影響のない隣接にある本申請地に新たに設けるものです。よって、当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第4条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。25番 岩田委員をお願いします。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。6ページをご覧ください。広瀬庁舎から国道432号線を西に約800m行ったところに、国道から市道に分かれるところあり、そこから石倉橋という橋を渡り約30m行ったところが申請場所です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査2班の調査報告を20番 田邊委員をお願いします。

20番 田邊 千カ子君

20番 田邊です。4条申請の現地調査の報告をさせていただきます。今月の調査班は2班で、永田班長、佐々木委員、増田委員、板垣委員、安松委員と私の6名、事務局より細田主査に同行いただき、11

月18日午後1時30分より行いました。1番の案件について説明します。申請者は現在母親と2人で生活していますが、近く結婚する予定であり、申請場所と隣接地を利用し木造平屋建ての住宅を建設するものであります。また、母親の介護をするため現在の住宅と隣接した当該申請地に計画をしました。自家用車2台と来客用として2台分の駐車場もあわせて設けます。土地造成については、申請地の東側にL型擁壁を設置し、南側にコンクリートブロック、西側にはU字側溝を設置します。申請地の北側は隣接地の宅地と同一地盤高となる計画です。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接農地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

議長：田中 通夫君
地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君
日程第5 議第114号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

議第114号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、昭和47年度から昭和50年度に施行した「植田神庭地区団体営圃場整備事業」のことで、転用目的は、駐車場で、権利の設定は所有権移転です。申請人の次男が結婚し、現在は安来市内の借家に入居していますが、この度、実家の隣接地に新居の建築を計画しました。しかし、新居への進入路が狭く、駐車場も確保できず困っていました。そこで、地権者の同意が得られ分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、新たに設ける計画しました。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地は、譲受人の所有する雑種地22㎡と交換します。

2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場で、権利の設定は所有権移転です。申請者は、現在5台の自家用車を所有していますが、自宅近くに駐車場が無く、以前から適地を捜していましたが、近くに農地以外の自己所有地もなく困っていました。そこで、この度譲渡人の了解も得ることができ、近隣で利便性のよく、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、来客用を含め6台分の駐車場を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に

該当すると思います。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、194,000円です。

3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、酒瓶、酒箱保管場所、駐車場です。申請者は、酒造業を営んでいますが、近年、酒造探訪の観光客が増え、駐車場が必要となり、併せて営業用、従業員の駐車場及び酒瓶、酒箱の一時保管場所が必要となりましたが、近くに農地以外の自己所有地もなく困っていました。そこで、この度譲渡人の了解も得ることができ、近隣で利便性のよく、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、普通車7台分とマイクロバス2台分の駐車場と酒瓶、酒箱保管場所を設けるものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると思います。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、月額1万円です

4番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅建築です。申請者2人は、親子ですが、現在息子は、夫婦子ども2人の計4人、市内で借家住まいをしています。子どもの成長に伴い手狭になり、以前から適地を探していましたが、市内に農地以外の自己所有地もなく困っていました。そこで、地権者の同意が得られ、実家の近くで分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を新築する計画をしました。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると思います。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

この農地の対価は、5,904,800円です

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

1番の案件について6番 藤原委員、2番の案件について30番 福田委員、3番の案件について25番 岩田委員、4番の案件について32番 吉村委員 お願いします。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原です。1番案件の申請場所について説明します。9ページの位置図をご覧ください。県道広瀬荒島線を足立美術館から荒島方面へ約800m行ったところに櫻苑があり、そこを左折し道なりに約800m行きますと、三叉路になります。そこを左折し約150m行ったところの右側が申請場所です。以上です。

30番 福田 渉君

30番 福田です。2番案件の申請場所について説明します。10ページの位置図をご覧ください。国道9号線から踏切を渡りますと市道和田旧国道線に入ります。そこから右折し約300m、左折し約300m行ったところが申請場所です。以上です。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。3番案件の申請場所について説明します。11ページの位置図をご覧ください。位置図の上の方に安来市立病院があります。そこから南に約100m行ったところに、安来消防署広瀬分署があります。そこからさらに約20m行ったところの左側が申請場所です。以上です。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。4番案件の申請場所について説明します。12ページの位置図をご覧ください。位置図の左上が飯梨川です。そこにかかる新宮橋を渡り、約200m東に行き、左折し約50m行ったところの東側及び北側が市道、西側と南側が雑種地に囲まれた一角が申請場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査2班の調査報告を20番 田邊委員お願いします。

20番 田邊 チカ子君

20番 田邊です。5条申請の現地調査の報告をさせていただきます。

1番案件の説明をさせていただきます。転用目的は譲受人の息子が実家隣接地に住宅を建設することになりましたが、市道から宅地への進入路が幅1mと狭いため、一部を転用し進入路及び駐車場2台分として利用するものです。用排水は既設水路へ排水します。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

続いて2番案件の説明をさせていただきます。転用目的は来客用を含む6台分の青空駐車場です。現在は自宅付近に駐車場がないため、この度、自宅近くの農地を転用し駐車場として利用する計画です。用排水は既設水路へ排水します。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

続いて3番案件の説明をさせていただきます。転用目的は営業用、従業員の駐車場および酒瓶等一時的保管場所です。転用事業者は酒造業を営んでいますが、近年観光客が増え駐車場が必要となりました。酒蔵場の裏側に位置し、酒瓶等の保管場所としても利用でき、隣接地にも影響がない本申請場所を転用するものです。営業用自動車2台と来客用を含む乗用車7台分の駐車場と酒瓶・酒箱置場1,000箱分の一時保管場所として利用します。用排水は既設水路へ排水します。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

続いて4番案件の説明をさせていただきます。転用目的は個人住宅建築です。転用事業者の二人は親子関係であり、親子で土地を取得し個人住宅を建築するものです。事業内容は木造2階建ての住宅1棟の建築です。雨水は既設道路側溝へ、生活排水は公共下水道に接続し排水します。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第6 報第127号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

報第127号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。

14ページに届出の案件内容、15ページから16ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件でいずれも「所有権移転」に関する案件です。

案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は、長屋住宅で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。

2番は、転用目的は、宅地新築で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、2筆で716万円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から届出場所の説明を求めます。1番の案件について14番 根来委員、2番の案件について2番 安松委員 説明をお願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。1番案件の場所の説明をします。15ページの位置図をご覧ください。安来市街地から国道9号線を荒島方面に行き、安来新大橋を渡り約200m行き、飯島橋手前右岸を左折し100m、さらに左折し50m行った左側が届出場所です。以上です。

2番 安松 智君

2番 安松です。2番案件の場所の説明をします。16ページの位置図をご覧ください。安来駅前の国道9号線を米子方面に約600m行き、右折し和田踏切を渡って安来インターに向う道が図中上から右下に斜めに走る道です。和田踏切から約150m行き、右折し約100m行った左側が届出場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第115号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

議第115号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。18ページをご覧ください。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1をご覧ください。市から意見を求められたのは、除外が10件と編入が1件です。除外の内訳は安来地域3件、伯太地域6件、広瀬地域1件です。編入は伯太地域が1件です。詳細につきましては、農林振興課から説明をさせていただきます。以上です。

農林振興課：伊藤 豪一君

それでは、今回の農用区域から除外及び編入の申出内容についてご説明いたします。資料の1ページに今回の変更の全体面積を掲載しております。除外は、工場事務所等用地2,922㎡、一般住宅981㎡、その他11,232㎡、合計15,135㎡の10件、編入は、2,607㎡の1件、全11件の計画となっております。該当地の土地調書は5から8ページ、広域の位置図は9ページです。

まず整理番号1、大塚町の事務所、駐車場、格納庫、作業場、育苗施設、面積9,055㎡の案件ですが、位置図を10ページ、切図、土地利用計画図を11ページに掲載しております。申請者は地域農業の中心的担い手として営農中ですが、経営面積を拡大してきた事で農機具格納庫、育苗施設、作業場など経営規模相応の施設整備を行う必要があり、事業計画を満たす場所は農地しかなく、また地元住民の同意が得られた申出地を選定するものです。この申出地は、宅地、道路、河川に面しており、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

続いて整理番号2、大塚町の事務所及び倉庫、面積2,922㎡の案件ですが、位置図を12ページ、切図、土地利用計画図を13ページに掲載しております。現在進行中の地区内の大型圃場整備事業により、現事業所敷地は農道並びに水路用地の対象となることから移転を余儀なくされ、代替地を周辺で検討しましたが、農地以外で条件を満たす土地がなく、申請地は地区の圃場整備計画で関係者の合意もあり、やむを得ず農用地を利用するものです。申出地は、道路、水路に3方面しており、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

続いて整理番号3、荒島町の駐車場、面積4,22㎡の案件ですが、位置図を14ページ、切図、土地利用計画図を15ページに掲載しております。事業計画者は葬祭業を営み、利用者用駐車場を整備しているものの、多数の会葬者が想定される場合には葬祭会館東側の廃業した事業所敷地を借用し対応してきました。昨年借用地を他の事業者が買収したため、新たな駐車場用地取得が急務であり、利用目的から会館に近接した土地の選定を要するが、農地しかなく、やむを得ず申出地を利用するものです。申出地は、既設駐車場と道路、水路に囲まれ、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

続いて整理番号4・5・6、伯太町安田の一般住宅、面積981㎡の案件ですが、位置図を16ページ、切図、土地利用計画図を17ページに掲載しております。3件とも、現在市営住宅に夫婦・子供と住んでいます。子どもの成長に伴い手狭になり、将来的なことも考えて家を新築することにしました。子どもの校区や地域との付き合いがあることから、現在と同じ地区内で土地を探したものの宅地や雑種地の売地

がなく、やむなく農用地を求めざるを得なかった。ということです。申出地は、道路と宅地に接した圃区の端部であり、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

続いて整理番号7、伯太町東母里の駐車場、面積1,511㎡の案件ですが、位置図を18ページ、切図、土地利用計画図を19ページに掲載しております。安来市役所は分庁方式により3箇所に主要機能を分散しており、体制を継続しつつ安来庁舎建設事業にあわせ部署再配置を行う予定です。これにより伯太庁舎は職員数が約10名増加することになり、慢性的な駐車場不足の状況下、増設による対応が迫られています。農地以外で整備を検討した場合県道又は市道を横断する必要がある上、庁舎から離れており来庁者の安全面や利便性が確保できず、条件を満たす候補地としては農地しかなく、やむを得ず利用するものです。また道路に接した圃区の端部であり、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

続いて整理番号8、伯太町須山福留の墓地、面積10㎡の案件です。位置図を20ページ、切図、土地利用計画図を21ページに掲載しております。申出人の墓地は自宅から400m離れた山中にあり、高齢の維持管理が困難になったことから移転を希望しています。自己所有地で利用できるのは農地以外なく、なおかつ平場は耕作しており、川辺は大水の危険性があり墓地には適さず、申請地以外利用できる土地がありませんでした。申出地は、道路、水路に3方囲まれており、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号9、伯太町上小竹の駐車場及び資材置場、面積157㎡の案件です。位置図を22ページ、切図、土地利用計画図を23ページに掲載しております。申出者は専業農家であり、経営規模の拡大を図る中で従業員の雇用、また作業場を広げたため駐車スペースが不足したことで新たな駐車場を必要とするものです。利用目的上自宅周辺で探すものの適した土地は申出地のみで、やむを得ず農地利用するものであります。また、宅地、雑種地、墓地に面した高台に位置し、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号10、広瀬町布部の墓地及び進入路、面積77㎡の案件です。位置図を24ページ、切図、土地利用計画図を25ページに掲載しております。申出者の墓地は現在自宅裏の山中に位置しているが、往来する山道の崩落の危険性がある上、環境整備に苦慮しているため移転を計画しています。自宅周辺で候補地を探しますが、利用できる農地以外の土地はなく、やむを得ず自宅裏の農地の一面を利用するものです。申出地は、水路以外は農地に面していますが、急傾斜地のため個々の農地が独立し、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えております。

最後に整理番号11伯太町上小竹の編入案件で、位置図は26ページ、切図は27ページに掲載しております。新たに中山間地域等直接支払制度の協定農地とし、将来にわたって農地維持を図っていくものです。

以上、10件の農振除外案件と1件の編入案件について説明させていただきました。ご審議のほど宜しくお願いします。

議長：田中 通夫君

この案件につきましては、事前に農業振興地域整備計画変更審議特別委員会を開催し、現地調査をしておりますので、28番 加藤委員長の報告をお願いします。

28番 加藤 昭彦君

28番 加藤です。農業振興地域整備計画変更審議特別委員会の報告をします。11月8日午後1時より農業委員会会議室におきまして特別委員会を開催しております。田中会長、渡辺会長代理、岩田副委員長、齋藤委員、吉村委員、福田委員、佐々木委員、板金委員と私の9名で事務局から竹内局長と細田主査が出席し、農林振興課の伊藤係長より説明を受けた後、現地を確認しました。その後、検討した結果、委員会としましては、全会一致で適当ではないかという結論になりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

ただいま、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

他に質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめたと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：竹内 章二君

さきほど加藤委員長よりご報告がありました。特別委員会としては同意ということでありましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付したほうが適当ではないかと考えます。よろしくお願いします。

議長：田中 通夫君

ただいま、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので、この案件については、事務局から提案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については、意見を付して市長に報告することにいたします。

議長：田中 通夫君

日程第8 議第116号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

議第116号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。22ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。

今月は、賃借権が5件で5,607㎡、使用貸借が8件で5,883㎡、全体で13件で総面積が11,490㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第128号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を

求めます。

事務局：細田 正樹君

報第128号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意約通知書の提出がありましたので報告するものです。25ページから29ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については12件で、全て農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第10 報第129号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

報第129号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第11 報第130号 土地改良区から2a未満農地転用届出の通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

報第130号 土地改良区からの2a未満農地転用届出の通知について 上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。33ページをご覧ください。今月の通知は1件で、用途は農業用資材、農機具収納小屋建設です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第29回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時15分)